

港区中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者募集要項

1 目的

港区では、国際社会で活躍する人材の育成を推進してきました。具体的には、区独自に取り組んできた小学校の「国際科」や中学校の「英語科国際」の授業、小・中学生のオーストラリアへの海外派遣事業などの取組により、英語での実践的コミュニケーション能力の育成や、日本や外国の文化について学ぶ機会を創出してきました。

これまで実施してきた海外派遣事業は、限られた児童・生徒の派遣でしたが、より多くの生徒が海外での貴重な体験に参加する機会を設けることで、未来を担う子ども達が、英語でのコミュニケーションを実践し、直接異文化に触れることで、自分の将来や生き方を考え、夢や希望を持ち国際社会で活躍する人材を育成する目的のもとに、港区立中学校第3学年の全生徒を対象として海外修学旅行事業を実施するものです。

事業を安全かつ円滑に実施するためには、旅行業務に幅広い知見を持ち、現地でのプログラム内容の調整等に関して豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を有する事業者を選定する必要がありますため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 業務概要

(1) 件名

港区中学校海外修学旅行事業業務委託

(2) 業務内容

港区立中学校第3学年の全生徒を対象に、修学旅行をシンガポールで実施します。

※詳しくは、【別紙1】仕様書を参照してください。

(3) 履行期間

令和6年1月下旬から令和6年12月27日まで（予定）

(4) 事業規模

511,946,000円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。又は※港区物品買入れ等競争入札参加資格要件を満たす者であること。

※港区物品買入れ等競争入札参加資格要件

①直近の1年間において、確定した決算を有すること。

②直近の1年間において、法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税を完納していること。

- (2) 日本国内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有する者であること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
(5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
(7) 海外の受注型企画旅行を請け負うことが可能であること。
(8) 【別紙1】仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和5年11月6日（月）から 令和5年12月4日（月）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和5年11月20日（月）午後5時まで
質問一斉回答	令和5年11月21日（火）

参加表明書・企画提案書等提出期限	令和5年12月4日（月）午後5時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和5年12月15日（金）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年12月22日（金）
二次審査結果通知	令和5年12月25日（月）
契約手続き	令和6年1月15日（月）以降

5 配布資料等

（1）配布場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、区ホームページからダウンロードが可能です。

（2）配布期間等

ア 窓口配布期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月4日（月）まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月4日（月）まで

（3）配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書
- ③ 【別紙2】港区中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴
- ⑧ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑨ 【様式7】企画提案書
- ⑩ 【様式8】見積書
- ⑪ 【様式9】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和5年11月20日(月)午後5時まで

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAX又はメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和5年11月21日(火)に、全ての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和5年11月6日(月)から令和5年12月4日(月)まで

午前9時から午後5時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-0001 港区虎ノ門3-6-9 4階

港区立教育センター

TEL 03-5422-1541

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)
- ② 旅行業登録通知書(写)もしくは海外の受注型企画旅行の請負が可能であることを示す公的書類
- ③ 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
※④~⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出
- ④ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ⑤ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑥ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑦ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準参照

- ⑧ 【様式4】 事業者概要及び業務実績
※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。
- ⑨ 【様式5】 業務従事予定者の経歴
- ⑩ 【様式6】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑪ 【様式7】 企画提案書
- ⑫ 【様式8】 見積書
※AからCまでを提出してください。なお、Bについては10校分作成して提出してください。

※競争入札参加資格登録業者以外の者は、①に替えて以下の書類を提出してください。

- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※申請日前3箇月以内に発行されたもの
- 印鑑登録証明 ※申請日の3箇月前以降に発行されたもの
- 財務諸表（最新の事業年度のもの）
- 法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書（最新の事業年度のもの） ※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF形式）を印刷したもの。
- 法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書その1（最新の事業年度のもの） ※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF形式）を印刷したもの。

(5) 提出部数

- ア 提出資料①から⑦ 1部
- イ 提出資料⑧から⑫ 正本1部、副本9部
※提出資料⑧から⑫は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。
- ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚
※CD-R等表面には社（者）名を記入してください。

(6) 留意事項

- ア 各資料は片面、A4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 補足資料は全体で片面 10 枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる
こと。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提
出資料を補足するものとしてください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してく
ださい。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙 2】港区中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準のと
おりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプ
ロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者
の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製するこ
とがあります。

(7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件で
その使用权を持つものとします。

(8) 仕様書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変
更することができません。

(9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

(10) 参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、【様式 9】プロポーザ
ル参加辞退届を提出してください。

10 その他

(1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、
その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

(2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵

守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (9) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です。（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-0001 港区虎ノ門3-6-9 4階 港区立教育センター

港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教育支援係

電話：03-5422-1541 FAX：03-5422-1547

メール：minatol22@city.minato.tokyo.jp